

様式第 1

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
交付申請書

地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)交付規程第5条第1項
の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1)補助事業に要する費用
 - (2)補助対象費用
 - (3)補助金交付申請額
5. 補助事業に要する費用の区分ごとの配分(別紙1)
6. 補助事業に要する費用の四半期別発生予定額(別紙2)
7. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1)開始予定年月日
 - (2)完了予定年月日

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1)ビジョンの全体計画を記した実施計画書。

(2)地方公共団体の出資に係る法人においては、その出資を証する書類。

2．消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金の額}$$

3．用紙は日本工業規格A 4とし、縦位置とする。

(別紙1)

補助事業に要する費用の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する費用	補助対象費用	補助金の額
合計			

(別紙2)

補助事業に要する費用の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する費用				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
合計					

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(単位：円)

区 分	補助事業に要する費用	補助対象費用	補助金の額
合 計			

4. 補助金の額の確定は、配分された補助対象費用の区分ごとの実支出額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- 一 補助事業者は、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金（電源利用勘定）交付規程（平成15年10月1日平成15年度規定第44号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- 二 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに様式第3による遅延等報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 三 補助事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約する場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- 五 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- 六 補助事業者は、機構が交付規程第15条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときには、これに従うべきこと。
- 七 補助事業者は、機構が交付規程第12条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第12条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

八 補助事業者は、機構が交付規程第 15 条第 4 項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第 15 条第 5 項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第 15 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

九 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅延なくこれに応ずべきこと。

十 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十一 補助事業者は、交付規程第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

十二 補助事業者は、交付規程第 8 条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。

十三 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

十四 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。

6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

一 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。

二 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。

三 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

四 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

五 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第3

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助金
に係る補助事業の遅延等について、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源
利用勘定)交付規程第7条第2号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額 金 円
3. 遅延等に対してとった措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了予定日

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第 4

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)交付規程第 8 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象費用及び補助金の額
 - (1)補助対象費用
 - (2)補助金の額

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

様式第 5

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る
補助事業計画を下記のとおり変更したいので、地域新エネルギービジョン策定等事業費補
助金(電源利用勘定)交付規程第9条第1号の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の費用の配分(別紙)

- (注) 1. 中止又は廃止にあたっては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請する
こと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙)

計画変更後の費用の配分

(単位：円)

区分	補助対象費用			補助金の額		
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額
合計						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第 6

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る
補助事業の実施状況について、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用
勘定)交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する費用の使用状況(別紙)

(注)用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(別紙)

補助事業に要する費用の使用状況

(単位：円)

	補助事業に要する費用		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第7

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る
補助事業が完了しましたので、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用
勘定)交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - 第 回概算払額
 - 第 回概算払額
4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表(別紙)

(注) 1. 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金の額}$$

2. 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第 8

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る
補助事業について、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)交付
規程第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 . 実施した補助事業
 - (1)補助事業の内容
 - (2)補助事業の効果

- 2 . 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

- 3 . 補助金受領額及び受領年月日
 - (1)受領額
 - (2)内訳
 - 第 回概算払額
 - 第 回概算払額

- 4 . 補助事業の収支決算
 - (1)収入・支出の総額
 - (2)収支明細表(別紙)

(注)用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

収支明細書

(単位：円)

区分	交付決定額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額			
	補助対象費用	補助金の額	補助対象費用	補助金の額	補助対象費用	補助金の額	補助対象費用	補助金の額
合計								

(単位：円)

区分	決算額					備考
	収入	支出			差引	
	補助金の収入額	補助対象費用の実績額	補助対象費用	補助金の額	補助金返納額	
合計						

様式第9

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
返還報告書(確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る
額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定を超える部分
について返還したので、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
交付規程第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1)返還金
 - (2)延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1)返還金
 - (2)延滞金

(注)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第 10

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)交付規程第13条第1
項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額(交付規程第12条第1項による額の確定額)
2. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
4. 補助金返還相当額(3. - 2.)

- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第 1 1

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算
(第 回概算)払を受けたいので、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源
利用勘定)交付規程第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算)払請求金額 金 円
2. 請求金額の内訳(別紙)
3. 概算払を必要とする理由
4. 振込先
銀行 支店 預金 番

(注)用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

(別紙)

請求金額の内訳

(単位：円)

	補助対象費用の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今回 請求額
合計							

(注) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第 1 2

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
返還報告書(取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る
補助事業について、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)交付
規程第 1 5 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 . 補助事業の名称
- 2 . 既に交付を受けている補助金の額
- 3 . 返還を請求された金額及び年月日
- 4 . 返還した金額及び年月日
 - (1)返還金
 - (2)加算金
 - (3)延滞金
- 5 . 加算金及び延滞金の算出根拠
- 6 . 未返還金額
 - (1)返還金
 - (2)加算金
 - (3)延滞金

(注)用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第 13

取得財産等管理台帳（取得財産等明細書）

[平成 年度]

（単位：円）

	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年月日	耐 用 年 数	保 管 場 所	備 考

（注）

- 1．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 19 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2．財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍・資料、(ニ) 無体財産権、
(ホ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4．取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5．用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第 1 4

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名 (名称及び代表者等の氏名)
印

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)
財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る
補助事業について、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金(電源利用勘定)交付
規程第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由(注 1)

財産の名称	財産名 (仕様)	数 量	処分の方法	処分の理由	備考 (処分の時期等)

2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)(注 2、3)

3. 処分の条件(注 2、3)

- (注) 1 . 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。
- (注) 2 . 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。
- (注) 3 . 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
- (注) 4 . 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

平成 年度地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金調書
(電源利用勘定)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

地方公共団体名

国			地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金相 当額	支出済額	うち国庫 補助金相 当額	翌年度 繰越金	うち国庫 補助金相 当額		

(記載要領)

- 1 . 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する費用の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された費用に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 2 . 地方公共団体の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記 1 . ただし書により国の歳出予算科目欄においては補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する費用の配分が目の内訳に係るときは、当該費用の配分を目の内訳として記載すること。
- 3 . 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 . 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 . 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書 () をもって付記すること。